

## 平成 28 年第 3 回小城市議会定例会提案理由

(平成 28 年 9 月 1 日開会)

おはようございます。本日ここに、平成 28 年第 3 回小城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御参集を賜り厚く御礼申し上げます。

### 【先議分】

それでは、これより本議会に提案いたしております議案のうち、先議をお願いしたい分から提案理由を説明申し上げます。

まず、議案第 48 号 工事請負契約の締結についてでございます。

この工事は、平成 28 年度市営住宅建替事業牛津団地 2 号棟建築工事でございます。

今回提案しております工事は、計画しております住宅、鉄筋コンクリート造 4 階建て 2 棟 (80 戸) のうち、北側 2 号棟 (48 戸) の建築工事でございます。

契約の方法は、条件付一般競争入札による契約で、契約の金額は 7 億 956 万円、契約の相手方は、中野・中島工務店建設共同企業体 代表者 株式会社中野建設小城営業所 所長 <sup>くぼしょうぞう</sup>久保正三でございます。

工期は、契約締結の日から平成 29 年 11 月 30 日までを予定しております。

以上、先議分の議案につきましては、その概要を説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

### 【通常分】

続きまして、本議会に提案いたしております議案の提案理由を説明申し上げます。

次に、議案第49号 小城市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例につきましては、農業委員会等に関する法律の一部が改正されたことにより、小城市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を制定するものでございます。

条例の内容でございますが、従来の農業委員数を半減させ、新たに農地利用最適化推進委員を設置することにより、農地等の利用の最適化を推進するものでございます。

次に、議案第50号 小城市議会議員及び小城市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター等の作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきましては、公職選挙法施行令の一部が改正されたことにより、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、一般運送契約以外の契約により、選挙運動用自動車を2台以上借入れた場合に公費負担となる1台についての1日当たりの限度額や選挙運動用ビラ1枚の作成単価などが見直されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第51号 小城市手数料徴収条例及び小城市印鑑条例の一部を改正する条例につきましては、個人番号カードを利用して、住民票の写しなどの証明書をコンビニエンスストアで交付するサービスを開始すること等に伴い、小城市手数料徴収条例及び小城市印鑑条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、個人番号カードを使用したコンビニ交付サービスを開始することに伴いまして、このサービスによる住民票の写し等、証明書の交付手数料の額を定めるものでございます。

また、個人番号カードを使用したコンビニ交付サービスを開始するため、印鑑登録証明書の交付方法を変更するものでございます。

次に、議案第52号 小城市税条例等の一部を改正する条例でございますが、地方税法等の一部が改正されることに伴い、条例を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、申告をした後に減額更正がされ、その後さらに増額更正又は修正申告があっ

た場合において、延滞金の計算期間が規定されたことに伴い所要の規定を整備することのほか、特定一般用医薬品等の購入について医療費控除の特例が創設され、一定の期間において個人住民税についても適用されることから医療費控除の特例に関する規定などの整備を行うものでございます。

次に、議案第 53 号 第 2 次小城市総合計画の基本構想及び基本計画についてでございますが、新たな時代にふさわしいまちづくりを実現するための指針として、小城市総合計画策定条例第 3 条の規定に基づき、平成 29 年度を初年度とする第 2 次小城市総合計画を策定するものでございます。

次に、議案第 54 号 小城市道路線の廃止についてでございますが、市営住宅柿樋瀬団地の解体に伴い、市道牛津保育所線を廃止したいので、道路法第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、決算関係議案につきましてご説明申し上げます。

はじめに、議案第 55 号 平成 27 年度小城市一般会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入につきましては、予算現額 231 億 5,896 万 9,042 円に対

しまして、調定額が 229 億 3,575 万 989 円、収入済額が 227 億 4,359 万 3,244 円で、不納欠損額は 2,814 万 6,209 円、収入未済額は 1 億 6,401 万 1,536 円となっております。収入未済額としましては、市税 1 億 4,471 万 9,543 円、分担金及び負担金 1,125 万 8,894 円が主なものでございます。なお、市税の収入率につきましては、前年度より 1.0 ポイント改善し、96.0%となっております。

次に、歳出でございますが、予算現額 231 億 5,896 万 9,042 円に対しまして、支出済額が 221 億 6,286 万 1,590 円で、予算現額に対する執行率は 95.7%となっております。

以上のことから、歳入歳出差引額は 5 億 8,073 万 1,654 円となっております。

次に、議案第 56 号 平成 27 年度小城市授産場特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入につきましては、予算現額 2,566 万 8 千円に対しまして、調定額が 2,372 万 2,002 円、収入済額も同額となっております。

次に、歳出でございますが、予算現額 2,566 万 8 千円に対しまして、支出済額が 2,219 万 8,793 円で、予算現額に対する執行率は 86.5%となっております。

以上のことから、歳入歳出差引額は、152 万 3,209 円で、全額を翌年度へ繰り越すこととしています。

次に、議案第 57 号 平成 27 年度小城市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入につきましましては、予算現額 831 万 5 千円に対しまして、調定額が 813 万 7,187 円、収入済額が 809 万 5,366 円、収入未済額が 4 万 1,821 円となっております。

歳出につきましましては、予算現額 831 万 5 千円に対しまして、支出済額が 658 万 6,404 円となりました。

以上のことから、歳入歳出差引額は 150 万 8,962 円となり、全額を翌年度へ繰り越すこととしています。

次に、議案第 58 号 平成 27 年度小城市下水道特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入につきましましては、予算現額 29 億 8,153 万 6 千円に対しまして、調定額が 28 億 9,452 万 6,429 円、収入済額が 28 億 8,709 万 3,395 円で、不納欠損額は 38 万 7,910 円、収入未済額が 704 万 5,124 円となっております。

歳出につきましましては、予算現額 29 億 8,153 万 6 千円に対しまして、支出済額が 28 億 2,673 万 3,984 円となっております。

以上のことから、歳入歳出差引額は 6,035 万 9,411 円となっております。

次に、議案第 59 号 平成 27 年度小城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、

歳入につきましては、調定額が 61 億 9,304 万 3,869 円、収入済額が 59 億 5,127 万 5,789 円で、不納欠損額 2,322 万 9,855 円、収入未済額が 2 億 1,853 万 8,225 円となっております。

歳出につきましては、支出済額が 63 億 2,810 万 6,600 円となり、歳入歳出差引歳入不足額 3 億 7,683 万 811 円を翌年度繰上充用金で補填いたしましたので、歳入歳出差引残額はございません。

次に、議案第 60 号 平成 27 年度小城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入につきましては、調定額が 4 億 9,322 万 3,125 円、収入済額が 4 億 9,263 万 2,786 円で、不納欠損額は 14 万 1,800 円、収入未済額が 44 万 8,539 円となっております。

歳出につきましては、支出済額が 4 億 8,442 万 7,046 円となり、歳入歳出差引額は 820 万 5,740 円となっております。

次に、議案第 61 号 平成 27 年度小城市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてでございますが、はじめに、平成 27 年度の業務量についてご説明申し上げます。

給水戸数は、前年度より 70 戸増の 6,782 戸、年間有収水量は 159 万 3,075 立方メートルで、前年度より

0.7%の増となっております。有収率は87.91%で、前年度より1.57ポイントの増となっております。

次に、収益的収入及び支出についてご説明申し上げます。

営業収益は、2億6,513万5,400円で、前年度より0.9%の増、営業費用は2億2,904万9,764円で、前年度より0.4%の増となり、営業利益は3,608万5,636円となりました。

営業外収益につきましては、1,241万264円で、前年度より18.2%の減、営業外費用は1,554万2,354円で、前年度より7.3%の減となりました。

以上のことから、収益合計から費用合計を差し引いた当年度の純利益は3,295万3,546円となっております。

次に、資本的収入及び支出では、資本的収入はありませんでしたが、資本的支出の総額は1億7,343万236円となっております。

また、当年度未処分利益剰余金は7,620万1,753円となります。

利益の処分といたしまして、未処分利益剰余金から2,000万円を建設改良積立金に積み立て、残りの5,620万1,753円を繰越利益剰余金とするものでございます。

次に、議案第62号 平成27年度小城市病院事業会計決算認定についてでございますが、はじめに、平成27年度の業務量についてご説明申し上げます。入院患



者延数は 23,671 人で前年度より 611 人の増となり、1 日平均患者数 64.67 人、病床利用率は 65.33% となっております。外来患者は、49,153 人で前年度より 125 人の増となりましたが、1 日平均患者数は 195.83 人で 0.14% の減となりました。

次に、収益的収入及び支出についてご説明いたします。

医業収益につきましては、11 億 4,481 万 4,124 円で前年度より 4.84% の増、医業費用につきましては、11 億 9,869 万 4,883 円で前年度より 0.91% の減となり、医業損失は 5,388 万 759 円となりました。

次に、医業外収益につきましては、1 億 271 万 5,063 円で前年度より 11.84% の減、医業外費用につきましては、2,853 万 6,245 円で前年度より 1.34% の減で、医業外利益は 7,417 万 8,818 円となりました。

27 年度は、総収益から総費用を差し引いた純利益が 2,029 万 8,059 円となっております。

次に資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

資本的収入の合計は 2,300 万 1,000 円で前年度より 13.18% の増、資本的支出の合計は 3,423 万 9,700 円で前年度より 14.18% の増となっております。

以上、平成 27 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定につきましては、地方自治法第 233 条第 3 項の

規定により、また、平成 27 年度小城市水道事業会計及び小城市病院事業会計決算認定につきましては、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定をお願いし、併せて、平成 27 年度決算に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率につきまして、議会に報告するものでございます。

続きまして、補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第 63 号 平成 28 年度小城市一般会計補正予算（第 4 号）は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 3 億 1,585 万 9 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 221 億 7,497 万 7 千円とするものでございます。

第 2 表 地方債補正は、農地及び農業用施設災害復旧費及び道路橋りょう災害復旧事業を追加し、臨時財政対策の借入限度額を変更するものでございます。

それでは、補正の主なものについて、まず歳出から説明申し上げます。

第 2 款 総務費では、地方交付税法の一部改正に伴う震災復興特別交付税の過年度返還金のほか、戸籍・住基事務費の地方公共団体情報システム機構交付金及び小城市第 5 投票所として使用しております「織島倉庫」の経年劣化による施設改修費などを計上しており

ます。

第 3 款 民生費では、地域介護・福祉空間整備推進補助金のほか、各事業の国庫負担金等の過年度返還金及び国民健康保険特別会計への基準外繰出金などを計上しております。

第 6 款 農林水産業費では、農業排水施設維持管理事業の芦刈第 2 排水機場のポンプ補修工事費のほか、農業の生産性の向上、効率的・安定的な農業経営の確保のための「基盤整備促進事業」などを計上しております。

第 8 款 土木費では、道路維持補修事業のほか、平成 27 年度決算により繰越額が確定したことによる下水道特別会計繰出金などを計上しております。

第 10 款 教育費では、牛津小学校大規模改修工事に伴う給食の配送に係る経費などを計上しております。

第 11 款 災害復旧費では、今年 6 月の豪雨により被災した農地、農業用施設、林業施設、道路、河川等の復旧に係る経費を計上しております。

第 12 款 公債費では、平成 27 年度の市債借入が確定したことに伴い、地方債償還金の元金及び利子を計上しております。

第 14 款 予備費では、今年 6 月の豪雨により被災した道路等の一部について緊急的な復旧が必要であったこと、また、イラスト使用における著作権侵害の賠償金の支払いについて、止むを得ず予備費を充用して対

応したため、予備費を通常額に修正するための予算を計上しております。

なお、人事異動等に伴う職員等の人件費については今回の補正において計上しております。

以上、歳出の主なものについて申し上げましたが、歳入につきましても、これらの事務事業に伴う分担金及び負担金、国・県支出金、諸収入、市債のほか、額の確定等により地方特例交付金、地方交付税、財産収入、繰越金を、財源調整として基金繰入金を計上するものでございます。

次に、議案第 64 号 平成 28 年度小城市授産場特別会計補正予算（第 1 号）でございますが、既定の歳入歳出予算の総額 2,516 万 8 千円に変更はなく、前年度決算に伴う繰越額が確定いたしましたので、一般会計繰入金と繰越金の組み換えを行うものでございます。

次に、議案第 65 号 平成 28 年度小城市簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）は、既定の歳入歳出予算の総額 994 万 2 千円に変更はなく、前年度決算に伴う繰越額が確定いたしましたので、一般会計繰入金と繰越金の組み替えを行うものでございます。

次に、議案第 66 号 平成 28 年度小城市下水道特別会計補正予算（第 1 号）は、歳入歳出予算の総額に歳

入歳出それぞれ 288 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 23 億 8,317 万 1 千円とするものでございます。

歳入の主な内容は、前年度決算に伴う繰越額が確定したことによる一般会計繰入金及び公共施設整備基金繰入金と繰越金の組み替えを行うものでございます。

歳出の主な内容は、4 月の人事異動等に伴う人件費、東新町浄化施設管理費を計上するものでございます。

次に、議案第 67 号 平成 28 年度小城市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 108 千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 62 億 4,524 万 3 千円とするものでございます。

補正の内容は、歳入では、前年度決算のための繰上充用金が確定したことにより、赤字補填のための一般会計からの繰入金 2 億 5,509 万 3 千円を計上するほか、国庫支出金を減額するものでございます。

また、歳出では、後期高齢者支援金等の額の決定及び繰上充用金が確定したことにより計上するものでございます。

次に、議案第 68 号 平成 28 年度小城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 992 万 3 千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 5 億 1,429 万 9 千円とするものでござ

います。

補正の主な内容は、歳入では前年度の繰越金が確定しましたので補正するものでございます。

また、歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金のほか、過年度保険料の還付金を計上するものでございます。

次に、議案第 69 号 平成 28 年度小城市水道事業会計補正予算（第 1 号）は、収益的支出の水道事業費の営業費用を 147 万 3 千円追加し、予備費を 147 万 3 千円減額するもので、既定の収益的支出の総額に変更はありません。資本的支出は、既定の予算に 60 万 1 千円を追加し、資本的支出総額を 3 億 504 万 5 千円とするものでございます。

補正の主な内容は、収益的支出につきましては、人事異動に伴う職員の人件費の増額などを計上し、資本的支出につきましては水道管移設補償に伴います過納分の返還金を計上するものでございます。

次に、議案第 70 号 平成 28 年度小城市病院事業会計補正予算（第 1 号）は、収益的支出の既定予算から 4,200 万 5 千円を減額し、収益的支出を 12 億 5,781 万 8 千円とするものでございます。

補正の内容は、人事異動等に伴う人件費の減額でございます。

以上、平成 28 年度補正予算についてご説明申し上げます。

次に、諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、人権擁護委員の釘本<sup>くぎもと</sup>萬壽<sup>ますみ</sup>美氏が平成 28 年 12 月 31 日をもって任期満了となりますので、再度推薦するため、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

続きまして、報告第 7 号及び報告第 8 号について報告申し上げます。

まず、報告第 7 号 平成 27 年度小城市一般会計継続費精算報告書でございますが、中心市街地活性化事業（まちなか市民交流プラザ建設分）は平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 箇年の継続事業で実施し、また、牛津公民館等改修事業は平成 26 年度から平成 27 年度までの 2 箇年の継続事業で実施しております。

これらの事業が平成 27 年度に完了いたしましたので、地方自治法施行令第 145 条第 2 項の規定により、継続費の精算報告をするものでございます。

次に、報告第 8 号 平成 27 年度小城市下水道特別会計継続費精算報告書でございますが、特定環境保全公

共下水道事業三日月浄化センター設備工事を平成26年度から平成27年度までの2箇年の継続事業で実施しております。

これらの事業が平成27年度に完了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費の精算報告をするものでございます。

続きまして、報告第9号から報告第13号までは、専決処分 の報告についてでございます。

まず、報告第9号 の内容といたしましては、平成27年7月に、小城市児童センター職員が「小城市児童センターだより（なつやすみ号）」のチラシを作成したところ、使用許諾を受けていないイラスト1点を使用していたことが相手方の指摘により判明いたしまして、著作権法で保護される権利を侵害したため、損害賠償の額を決定したものでございます。

次に、報告第10号 の内容といたしましては、平成27年6月及び7月に、生涯学習課職員が「家庭の日」及び「ラジオ体操会」を周知するためにチラシを作成したところ、使用許諾を受けていないイラスト4点を使用していたことが相手方の指摘により判明いたしまして、著作権法で保護される権利を侵害したため、損害賠償の額を決定したものでございます。

この2件の報告事案につきましては、小城市長の専



決処分事項の指定に関する条例第2条第3号の規定により平成28年7月26日付けで専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

次に、報告第11号の内容といたしましては、平成28年6月24日午後1時10分頃、健康増進課職員が運転する公用車が、小城保健福祉センター駐車場で相手方の自家用車に対して接触させたため、その損害賠償について小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第3号の規定により平成28年8月9日付けで専決処分をし、額を決定したものでございます。

次に、報告第12号の内容といたしましては、平成28年7月12日午前9時50分頃、商工観光課職員が芦刈町海遊ふれあいパーク西側堤防で除草作業中に草刈機で跳ねた石が相手方の車両に当り損傷させたため、その損害賠償について小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第3号の規定により平成28年8月1日付けで専決処分をし、額を決定したものでございます。

次に、報告第13号の内容といたしましては、平成28年7月28日午後6時頃、相手方が市道今市・東分線を自動車で走行中、東分公民館前の横断側溝を通過し

た際に側溝の蓋が破損し、車両を破損させたため、その損害賠償について小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第3号の規定により平成28年8月8日付けで専決処分をし、額を決定したものでございます。

以上3件の報告事案につきましては、地方自治法第180条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

以上、今定例会に提案をいたしております議案につきましては、その概要を説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。